明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（四四）　五
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（四五）　二
○学校教育法等の一部を改正する法律（四六）　五
○電気事業法等の一部を改正する等の法律（四七）　六

〔政　令〕
○経済産業省組織令の一部を改正する政令（二五二）　六
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五三）　六
○国民年金法施行令の一部を改正する政令（二五四）　六
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の施行期日を定める政令（二五五）　六
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（二五六）　六
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行期日を定める政令（二五七）　六
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（二五八）　七

〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房五）　五
○人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（同六）　五

〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務五八）　五
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（同五九）　五
○国民年金法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働一一六）　五
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四八）　六
○大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令の一部を改正する省令（環境二六）　六
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令（防衛一二）　七

〔規　則〕
○人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）（人事院一―六四）　七
○人事院規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）（同一―六五）　七
○人事院規則一―六六（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）（同一―六六）　八
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一二）　八
○風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則（同一三）　八

〔告　示〕
○ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件等の廃止の件（国家公安委一六）　八
○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境九三）　八

〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十六年度第四・四半期予算使用の状況（内閣）　一〇
平成二十六年度第四・四半期国庫の状況（同）　一〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、除権決定関係　一五
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（人事院公示一七）　一五
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同一八）　一五
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同一九）　一五

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。